

## 法人単位資金収支計算書

(自) 平成 29 年 4 月 1 日 (至) 平成 30 年 3 月 31 日

社会福祉法人名 小樽相愛会

(単位：円)

勘定科目		予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)	備考
収入	児童福祉事業収入	37,856,000	38,028,114	-172,114	
	措置費収入	37,556,000	37,528,895	27,105	
	その他の事業収入	300,000	499,219	-199,219	
	保育事業収入	73,831,000	73,223,220	607,780	
	委託費収入	71,900,000	71,292,820	607,180	
	その他の事業収入	1,931,000	1,930,400	600	
	経常経費寄附金収入	25,000	25,000	0	
	受取利息配当金収入	5,000	3,820	1,180	
	その他の収入	678,000	697,534	-19,534	
	受入研修費収入	70,000	80,000	-10,000	
	利用者等外給食費収入	192,000	179,000	13,000	
	雑収入	416,000	438,534	-22,534	
	事業活動収入計(1)	112,395,000	111,977,688	417,312	
事業活動による収支	人件費支出	93,708,000	93,321,640	386,360	
	職員給料支出	40,878,000	39,775,627	1,102,373	
	職員賞与支出	14,036,000	14,764,702	-728,702	
	非常勤職員給与支出	24,215,000	24,001,422	213,578	
	退職給付支出	2,699,000	2,694,270	4,730	
	法定福利費支出	11,880,000	12,085,619	-205,619	
	事業費支出	10,641,000	10,004,289	636,711	
	給食費支出	3,490,000	3,816,658	-326,658	
	保健衛生費支出	530,000	407,136	122,864	
	教養娯楽費支出	920,000	699,765	220,235	
	保育材料費支出	1,030,000	1,059,614	-29,614	
	水道光熱費支出	1,715,000	1,683,365	31,635	
	燃料費支出	730,000	608,691	121,309	
	消耗器具备品費支出	900,000	531,583	368,417	
	保険料支出	231,000	226,405	4,595	
	賃借料支出	580,000	609,552	-29,552	
	雑支出(事業)	515,000	361,520	153,480	
	事務費支出	5,807,000	4,972,224	834,776	
	福利厚生費支出	396,000	363,314	32,686	
	旅費交通費支出	330,000	234,886	95,114	
	研修研究費支出	400,000	399,936	64	
	事務消耗品費支出	450,000	341,676	108,324	
	印刷製本費支出	105,000	55,620	49,380	
	水道光熱費支出	30,000	30,000	0	
	燃料費支出	10,000	10,000	0	
	修繕費支出	1,250,000	1,148,285	101,715	
	通信運搬費支出	245,000	245,913	-913	
	会議費支出	80,000	72,210	7,790	
	広報費支出	16,000	14,800	1,200	
	業務委託費支出	1,380,000	1,049,951	330,049	
	手数料支出	61,000	18,156	42,844	
	保険料支出	79,000	69,220	9,780	
	賃借料支出	445,000	405,840	39,160	
土地・建物賃借料支出	150,000	144,000	6,000		
保守料支出	140,000	130,085	9,915		
諸会費支出	180,000	175,900	4,100		
雑支出(事務)	60,000	62,432	-2,432		
	事業活動支出計(2)	110,156,000	108,298,153	1,857,847	
	事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	2,239,000	3,679,535	-1,440,535	

施設整備等収支	収入	施設整備等収入計(4)	0	0	0
	支出	施設整備等支出計(5)	0	0	0
		施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	0	0	0
その他の活動による収支	収入	積立資産取崩収入	1,654,000	1,654,040	-40
		退職給付引当資産取崩収入	1,654,000	1,654,040	-40
		その他の活動収入計(7)	1,654,000	1,654,040	-40
	支出	積立資産支出	1,316,000	5,312,470	-3,996,470
		退職給付引当資産支出	1,316,000	1,312,470	3,530
		措置施設繰越特定積立資産支出	0	1,500,000	-1,500,000
		施設・設備整備積立資産支出	0	2,500,000	-2,500,000
		その他の活動支出計(8)	1,316,000	5,312,470	-3,996,470
	その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	338,000	-3,658,430	3,996,430	
	予備費支出(10)	2,552,000 0	—	2,552,000	
	当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	25,000	21,105	3,895	

前期末支払資金残高(12)	17,746,836	17,746,836	0
当期末支払資金残高(11)+(12)	17,771,836	17,767,941	3,895

法人単位事業活動計算書

（自）平成 29 年 4 月 1 日 （至）平成 30 年 3 月 31 日

社会福祉法人名 小樽相愛会

（単位：円）

勘定科目		当年度決算 (A)	前年度決算 (B)	増減 (A)-(B)	
収益	児童福祉事業収益	38,028,114	37,462,218	565,896	
	措置費収益	37,528,895	36,618,568	910,327	
	事務費収益	35,136,445	33,754,248	1,382,197	
	事業費収益	2,392,450	2,864,320	-471,870	
	その他の事業収益	499,219	843,650	-344,431	
	補助金事業収益	360,000	693,000	-333,000	
	その他の事業収益(措置)	139,219	150,650	-11,431	
	保育事業収益	73,223,220	80,387,480	-7,164,260	
	委託費収益	71,292,820	78,477,180	-7,184,360	
	その他の事業収益	1,930,400	1,910,300	20,100	
	補助金事業収益(公費)	1,930,400	1,910,300	20,100	
	経常経費寄附金収益	25,000	20,000	5,000	
	その他の収益	97,585	93,620	3,965	
	その他の収益(共済会退職金分)	61,230	0	61,230	
	その他の収益	36,355	93,620	-57,265	
	サービス活動収益計(1)	111,373,919	117,963,318	-6,589,399	
	サービス活動増減の部	人件費	92,980,070	95,421,735	-2,441,665
		職員給料	39,775,627	43,662,367	-3,886,740
		職員賞与	14,764,702	13,923,132	841,570
非常勤職員給与		24,001,422	22,844,553	1,156,869	
退職給付費用		2,352,700	2,362,620	-9,920	
法定福利費		12,085,619	12,629,063	-543,444	
事業費		10,004,289	11,643,603	-1,639,314	
給食費		3,816,658	4,047,146	-230,488	
保健衛生費		407,136	455,616	-48,480	
教養娯楽費		699,765	724,162	-24,397	
保育材料費		1,059,614	1,239,446	-179,832	
水道光熱費(事業)		1,683,365	1,651,414	31,951	
燃料費(事業)		608,691	540,339	68,352	
消耗器具備品費		531,583	1,768,735	-1,237,152	
保険料(事業)		226,405	227,285	-880	
賃借料(事業)		609,552	520,992	88,560	
雑費(事業)		361,520	468,468	-106,948	
費用		4,972,224	5,164,157	-191,933	
福利厚生費		363,314	360,716	2,598	
旅費交通費		234,886	106,274	128,612	
研修研究費		399,936	390,830	9,106	
事務消耗品費		341,676	423,243	-81,567	
印刷製本費		55,620	73,440	-17,820	
水道光熱費(事務)		30,000	30,000	0	
燃料費(事務)		10,000	10,000	0	
修繕費		1,148,285	1,456,038	-307,753	
通信運搬費		245,913	235,543	10,370	
会議費		72,210	115,130	-42,920	
広報費		14,800	10,800	4,000	
業務委託費		1,049,951	996,840	53,111	
手数料		18,156	19,104	-948	
保険料(事務)		69,220	69,220	0	
賃借料(事務)		405,840	405,840	0	
土地・建物賃借料	144,000	144,000	0		
保守料(事務)	130,085	128,180	1,905		
諸会費	175,900	172,900	3,000		

サービス活動増減の部	費用	雑費（事務）	62,432	16,059	46,373	
		その他の雑費（事務）	62,432	16,059	46,373	
		減価償却費	1,885,992	3,294,057	-1,408,065	
		国庫補助金等特別積立金取崩額	-207,000	-207,000	0	
		サービス活動費用計(2)	109,635,575	115,316,552	-5,680,977	
		サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)	1,738,344	2,646,766	-908,422	
サービス活動外増減の部	収益	受取利息配当金収益	3,820	5,051	-1,231	
		その他のサービス活動外収益	599,949	269,370	330,579	
		受入研修費収益	80,000	57,000	23,000	
		利用者等外給食収益	179,000	196,000	-17,000	
		雑収益	340,949	16,370	324,579	
			サービス活動外収益計(4)	603,769	274,421	329,348
	費用	その他のサービス活動外費用	0	35,244	-35,244	
		雑損失	0	35,244	-35,244	
		サービス活動外費用計(5)	0	35,244	-35,244	
			サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)	603,769	239,177	364,592
		経常増減差額(7)=(3)+(6)	2,342,113	2,885,943	-543,830	
特別増減	収益費用	特別収益計(8)	0	0	0	
		特別費用計(9)	0	0	0	
		特別増減差額(10)=(8)-(9)	0	0	0	
		当期活動増減差額(11)=(7)+(10)	2,342,113	2,885,943	-543,830	
繰越活動増減差額の部	前期繰越活動増減差額(12)		34,844,219	37,458,276	-2,614,057	
	当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)		37,186,332	40,344,219	-3,157,887	
	その他の積立金取崩額(15)		0	0	0	
	その他の積立金積立額(16)		4,000,000	5,500,000	-1,500,000	
	措置施設繰越積立金積立額		1,500,000	1,500,000	0	
	人件費積立金積立額(措置)		1,500,000	1,500,000	0	
	保育所繰越積立資産積立額		0	2,000,000	-2,000,000	
	修繕積立金積立額		0	2,000,000	-2,000,000	
	施設・設備整備積立金積立額		2,500,000	2,000,000	500,000	
		次期繰越活動増減差額(17)=(13)+(14)+(15)-(16)	33,186,332	34,844,219	-1,657,887	

法人単位貸借対照表

平成 30 年 3 月 31 日 現在

社会福祉法人名 小樽相愛会

(単位：円)

資 産 の 部				負 債 の 部			
	当年度末	前年度末	増 減		当年度末	前年度末	増 減
流動資産	20,720,464	20,365,429	355,035	流動負債	2,952,523	2,618,593	333,930
現金預金	16,689,002	14,824,905	1,864,097	事業未払金	686,452	1,186,111	-499,659
現金	47,940	50,000	-2,060	未払費用	1,497,683	1,096,486	401,197
普通預金	16,041,062	14,174,905	1,866,157	預り金	0	0	0
定期預金	600,000	600,000	0	職員預り金	768,388	335,996	432,392
有価証券	1,500,000	1,500,000	0				
事業未収金	2,359,432	3,565,494	-1,206,062				
未収補助金	0	303,000	-303,000				
前払費用	172,030	172,030	0				
前払費用（支払資金）	172,030	172,030	0				
仮払金	0	0	0				
その他の流動資産	0	0	0				
資金諸口	0	0	0				
固定資産	57,248,541	55,626,493	1,622,048	固定負債	10,624,400	11,116,360	-491,960
基本財産	16,293,641	17,622,135	-1,328,494	退職給付引当金	10,624,400	11,116,360	-491,960
建物	16,293,641	17,622,135	-1,328,494	共済会退職給与引当金	10,624,400	11,116,360	-491,960
建物	16,293,641	17,622,135	-1,328,494	負債の部合計	13,576,923	13,734,953	-158,030
その他の固定資産	40,954,900	38,004,358	2,950,542	純 資 産 の 部			
建物	3	3	0	基本金	0	0	0
建物	3	3	0	国庫補助金等特別積立金	2,705,750	2,912,750	-207,000
構築物	3	3	0	その他の積立金	28,500,000	24,500,000	4,000,000
構築物	3	3	0	措置施設繰越特定積立金	5,500,000	4,000,000	1,500,000
器具及び備品	1,830,494	2,387,992	-557,498	人件費積立金(措置)	5,500,000	4,000,000	1,500,000
器具及び備品	1,830,494	2,387,992	-557,498	保育所繰越積立金	14,000,000	14,000,000	0
退職給付引当資産	10,624,400	11,116,360	-491,960	人件費積立金	7,000,000	7,000,000	0
措置施設繰越特定積立資産	5,500,000	4,000,000	1,500,000	修繕費積立金	5,000,000	5,000,000	0
人件費積立資産(措置)	5,500,000	4,000,000	1,500,000	備品等購入積立金	2,000,000	2,000,000	0
保育所繰越積立資産	14,000,000	14,000,000	0	施設・設備整備積立金	9,000,000	6,500,000	2,500,000
人件費積立資産	7,000,000	7,000,000	0	次期繰越活動増減差額	33,186,332	34,844,219	-1,657,887
修繕費積立資産	5,000,000	5,000,000	0	(うち当期活動増減差額)	2,342,113	2,885,943	-543,830
備品等購入積立資産	2,000,000	2,000,000	0				
施設・設備整備積立資産	9,000,000	6,500,000	2,500,000	純資産の部合計	64,392,082	62,256,969	2,135,113
資産の部合計	77,969,005	75,991,922	1,977,083	負債及び純資産の部合計	77,969,005	75,991,922	1,977,083

# 社会福祉法人小樽相愛会定款

## 第1章 総 則

### (目 的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

- (1) 第1種社会福祉事業  
母子生活支援施設の経営
- (2) 第2種社会福祉事業  
保育所の経営

### (名 称)

第2条 この法人は、社会福祉法人小樽相愛会という。

### (経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、子育て世帯を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

### (事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を北海道小樽市長橋1丁目2番20号に置く。

## 第2章 評議員

### (評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名を置く。

### (評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、外部委員を含む3名以上で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員の報酬は、これを支弁しない。ただし、評議員には別に定める規程により費用を弁償することができる。

### 第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎年度5月又は6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第 12 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決 議)

第 13 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について決議に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 14 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

#### 第4章 役員及び職員

(役員の数)

第 15 条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 6名

(2) 監事 2名

2 理事のうち1名を理事長とする。

(役員を選任)

第 16 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。



2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 17 条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 理事長は、3 箇月に 1 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 18 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 19 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

3 理事及び監事は、第 15 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 20 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(役員報酬等)

第 21 条 理事及び監事に報酬は、これを支弁しない。ただし、理事及び監事には別に定める規程により費用を弁償することができる。

(職員)

第 22 条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長及び他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

## 第5章 理事会

(構成)

第23条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第24条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定及び解職

(招集)

第25条 理事会は理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第26条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができないものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該議案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第27条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、これに記名押印しなければならない。

## 第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第28条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の2種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 北海道小樽市長橋1丁目19番地5、19番地3所在の鉄骨亜鉛メッキ鋼板葺一部2階建 相愛保育所 園舎1棟 (603.46平方メートル)
- (2) 北海道小樽市長橋1丁目19番地5、19番地3所在の木造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建 相愛の里 居宅7棟 (621.27平方メートル)

- (3) 北海道小樽市長橋 1 丁目 19 番地 5、19 番地 3 所在の軽量鉄骨造亜鉛  
メッキ鋼板葺平屋建 相愛の里 集会・学習所 1 棟 (61.09 平方メートル)
- 3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 基本財産に指定されて寄付された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため、  
必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第 29 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評  
議委員会の承認を得て、小樽市長の承認を得なければならない。ただし、次の  
各号に掲げる場合には、小樽市長の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の  
福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の  
財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同  
じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供す  
る場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第 30 条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、  
又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第 31 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の  
日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。  
これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの  
間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 32 条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長  
が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を受けなけ  
ればならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の  
附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を得た書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第33条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第34条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第35条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

## 第7章 解散

(解散)

第36条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第37条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

## 第8章 定款の変更

(定款の変更)

第38条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、小樽市長の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める

事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

- 2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を小樽市長に届け出なければならない。

## 第9章 公告の方法その他

(公告の方法)

第39条 この法人の公告は、社会福祉法人小樽相愛会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第40条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の設立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	田 邊 千 代
理 事	石 橋 幹 雄
理 事	大 西 一 雄
理 事	奥 野 孝 次
理 事	永 田 正 則
理 事	赤 坂 健一郎
理 事	角 江 ハ ナ
監 事	中 畑 恒 雄
監 事	平 野 幸 助

昭和54年3月23日	法人設立定款認可(厚生省収児第253号)
昭和55年6月17日	定款1部変更届出
昭和56年1月19日	定款1部変更届出
昭和59年2月8日	定款1部変更認可(厚生省収児第112号)
昭和63年1月18日	定款1部変更認可(民総第2292号指令)
平成2年4月23日	定款1部変更届出
平成4年11月25日	定款1部変更認可(社老第1568号指令)
平成7年2月27日	定款1部変更認可(地福第3001-292号指令)
平成10年1月9日	定款1部変更認可(後社福第1649-8号指令)

平成10年6月3日	定款1部変更認可（後社福471-5号指令）
平成14年6月12日	定款1部変更認可（後社福第622-3号指令）
平成17年12月27日	定款1部変更認可（後保社第115-23号指令）
平成19年6月18日	定款1部変更認可（後保社第255-12号指令）
平成24年6月7日	定款I部変更認可（後保社第64-13号指令）

#### 附 則

第1条 この定款は、平成29年4月1日から施行する。

第2条 第5条で定める評議員の人数は、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間は「4名以上」とする。